令和８年 10 月 19 日
教育委員会会議　資料
教育庶務課

人事行政の運営等の状況の報告について

地方公務員法第 58 条の２及び小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第２条の規定により、市長に対し、令和７年度の教育委員会の人事行政の運営等の状況を次のとおり報告した。

人事行政の運営等の状況について

１　総括

（1） 職員給与費の状況

職員の給与は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当，勤勉手当など17種類があります。（期末手当、勤勉手当は、民間企業における一時金に当たります。）

区分	職員数	給　与　費				一人当たりの給与費
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	91	406,223	61,210	170,211	637,644	7,007

（注）　１　職員手当は、退職手当を含まない額です。
　　２　職員数は令和7年4月1日現在の人数です。

２　職員の平均給与月額の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日）

① 一般行政職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	45	45.5	368,151	440,132

（注）「平均給料月額」は給料月額の平均であり、「平均給与月額」は、給料月額と手当を合計した平均額です。

② 技能労務職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	9	58.8	281,489	294,769

③ 教育職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	39	41.5	399,727	440,607

３ 一般行政職等の級別職員数の状況

（1） 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	1人	2.2%
2級	主事	5人	11.1%
3級	主査	5人	11.1%
4級	主幹	21人	46.7%
5級	参事・課長補佐	4人	8.9%
6級	課長	8人	17.8%
7級	次長	0人	0.0%
8級	部長	1人	2.2%
	計	45人	100%

（2） 技能労務職の級別職員数の状況（令和8年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	技能士・労務士	0人	0.0%
2級	技能士・労務士	0人	0.0%
3級	技能士・労務士・主査	1人	11.1%
4級	主査	5人	55.6%
5級	主幹	3人	33.3%
	計	9人	100%

（3） 教育職の級別職員数の状況（令和8年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	高等学校の助教諭・養護助教諭	4人	10.3%
2級	高等学校の教諭・養護教諭	33人	84.6%
3級	高等学校の主幹教諭	0人	0.0%
4級	高等学校の教頭	1人	2.6%
5級	高等学校の校長	1人	2.6%
	計	39人	100%

4 職員の手当の状況

（1） 期末手当・勤勉手当

小松市		国	
（7年度支給割合）		（7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
一般職員 2.525 月分	2.125 月分	一般職員 2.525 月分	2.125 月分
特定管理職 2.125 月分	2.525 月分	特定管理職 2.125 月分	2.525 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		職務上の段階、職務の級等による加算措置 有	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10～25%

期末手当

区分	支給実績
支給実績（7年度）	93,224 千円
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）	1,035,820 円

勤勉手当

区分	支給実績
支給実績（7年度）	76,987 千円
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）	855,406 円

（2） 寒冷地手当

区分	支給実績
支給実績（7年度）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）	0 円

（3） 義務教育等教員特別手当

区分	支給実績
支給実績（7年度）	2,467 千円
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）	63,246 円

（4） 児童手当

区分	支給実績
支給実績（7年度）	10,325 千円
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）	312,879 円

（5） 特殊勤務手当

区分		支給実績	
支給実績（7年度）		3,292 千円	
支給職員1人当たり平均支給額（7年度）		96,821 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）		37.4 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 教員	教員	非常災害	8,000
		救急業務	7,500
		補導業務	7,500
		修学旅行	5,100
		生徒引率	5,100
		部活動	2,700
2 教育業務連絡指導	教諭	教育業務連絡指導	200

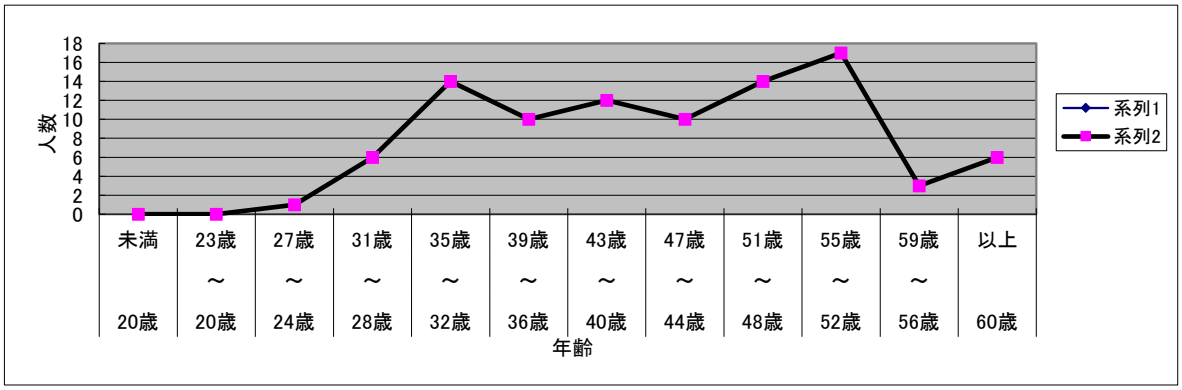
（6） 時間外手当

支給実績(7年度)	12,262 千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度)	134,743 円

（7） その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（7年度） 千円	支給職員1人当たり平均支給年額（7年度） 円
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11500円 ・配偶者，子以外の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	有	11,736	308,842
住居手当	＜借家等居住者＞ 月額27,000円以下の家賃 ・家賃等の額から控除する額 16,000円 ・全額支給の限度額 11,000円 月額27,000円を超える家賃 ・2分の1加算額 17,000円 ・最高支給限度額 28,000円	同	無	3,402	261,694
初任給調整手当	医療職給料表(1)適用職員	同	無	0	0
通勤手当	＜交通機関等利用者＞ ・運賃相当額の全額支給の限度額 150,000円 ＜交通用具使用者＞ ・２km以上４km未満 2,200円 ・４km以上６km未満 4,400円 ・６km以上８km未満 5,200円 ・８km以上10km未満 6,100円 ・10km以上12km未満 7,300円 ・12km以上14km未満 8,500円 ・14km以上16km未満 9,700円 ・16km以上18km未満 10,950円 ・18km以上20km未満 12,200円 ・20km以上25km未満 13,500円 ・25km以上30km未満 16,600円 ・30km以上35km未満 19,700円 ・35km以上40km未満 22,800円 ・40km以上45km未満 25,900円 ・45km以上50km未満 29,100円 ・50km以上55km未満 32,300円 ・55km以上60km未満 35,500円 ・60km以上 38,700円	異	距離20kmまで2kmごとに手当額を規定（国の制度は5kmごとに規定。20km以上は国の制度と同じ）	6,173	78,133
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、同居していた配偶者と別居し単身で生活することとなった職員のうち、異動等の直前の住居から異動後の公署に通勤することが困難であると認められる職員	同	無	0	0
管理職手当	給料表並びに職務の級及び区分に応じて、40,000～113,000円の額	同	無	11,273	751,560
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 月額22,500円を超えない範囲内において市長の定める額	同	無	0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の25	同	無	0	0
休日勤務手当	休日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の135	同	無	282	31,328
災害派遣手当	滞在期間 公用またはこれに準ずる施設 その他の施設 30日以内 3,970円 6,620円 30日超60日以内 3,970円 5,870円 60日超 3,970円 5,140円	―	―	0	0

５　年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	0	0	1	6	14	10	12	10	14	17	3	6	93

６ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①1週間の勤務時間　　38時間45分

②休　暇
- 年次有給休暇
- 病気休暇
- 特別休暇
- 介護休暇

⑴年次有給休暇

1月1日現在に在職する職員については、1年（歴年）につき20日

⑵病気休暇

職員自身が負傷又は疾病の状態にある場合に、結核性疾患にあっては1年、その他の傷病にあっては90日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき最小限度必要と認める期間の休暇を認める。

⑶特別休暇

分　類	期　間
選挙権その他公民として権利の行使のための休暇	必要と認める期間
裁判員、証人等としての官公署等への出頭のための休暇	必要と認める期間
ドナー休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	１年において５日以内
結婚休暇	結婚の日の５日前の日から当該結婚の日後１月を経過する日までの期間内で５日以内
不妊治療のための休暇	１年において５日（通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては１０日）以内
産前・産後休暇	出産予定日以前８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）から、出産の日後８週間を経過する日まで
生後１年に達しない子を育てる職員の育児時間	１日２回それぞれ３０分
生理休暇	必要と認める期間
妻の出産補助休暇	出産のため入院する等の日から出産の日後２週間を経過するまでの期間内で２日以内

男性職員の育児参加休暇	妻の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）前の日から出産の日後１年を経過するまでの期間において５日以内
子の看護等休暇	１年において５日（中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は１０日）以内
短期介護休暇	１年において５日（要介護者が２人以上の場合は１０日）以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じた日数
父母等の祭日休暇	祭し当日に１日（ただし、父母等の死後１５年以内に行われる慣習上の祭しに限る。）
夏季における元気回復のための休暇	６月から１０月までの期間内で５日以内
風水震、火災その他の非常災害による住居滅失、損壊	７日以内
風水震火災、交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
風水震火災等による退勤途上の危険回避する休暇	必要と認められる期間

⑷介護休暇

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、通算して12月の期間内（3回以下）で必要と認められる期間

R7年度　介護休暇取得者数　0名

介護休暇期間						
2 月以下	2 月超え 4 月以下	4 月超え 6 月以下	6 月超え 8 月以下	8 月超え 10 月以下	10 月超え	合計
0	0	0	0	0	0	0

⑸介護時間

介護を必要とする一の連続する状態ごとに，連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間

R7年度　介護時間取得者数　0名

介護時間期間						
2 月以下	2 月超え 4 月以下	4 月超え 6 月以下	6 月超え 8 月以下	8 月超え 10 月以下	10 月超え	合計
0	0	0	0	0	0	0

⑹育児休業

3歳に満たない子を養育するため、任命権者の承認を受けて、当該子が3歳に達する日まで、育児休業することができる。

R7年度　育児休業取得者数　2名

育児休業承認期間						
6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	合計
0	2	0	0	0	0	2

⑺部分休業

公務の運営に支障がない限り、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、次の①・②のいずれかを選択し部分休業することができる

① 第１号部分休業…１日につき２時間の範囲内

② 第２号部分休業…１年につき 10 日相当の範囲内

Ｒ７年度　部分休業取得者数

・第１号部分休業…３名　　・第２号部分休業…０名

※上記①・②を選択する制度は令和７年 10 月１日から開始（以下「新制度」）。それ以前から部分休業を取得していた者についても改めて部分休業の申請が必要であったため、部分休業取得者数については新制度におけるものを集計。

(8)育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、1 週間の勤務時間を週 19 時間 25 分から週 24 時間 35 分に短縮した勤務形態により、勤務することができる。

R7年度　育児短時間勤務取得者数　0名

育児短時間勤務承認期間				
3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え	合計
0	0	0	0	0

7　職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分　　該当なし

②懲戒処分　　該当なし

8　職員の服務の状況

職務に専念する義務免除承認件数　　1件

営利企業等の事務従事許可件数　　1件

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

令和7年度　公務災害認定件数　　0件

通勤災害認定件数　　0件

10　職員の競争試験及び選考状況

該当なし

令和８年10月19日
教育委員会会議　資料
学校教育課・生涯学習課

寄 附 受 納 に つ い て

市内小中学校等の教育充実、放課後児童クラブでの読書環境充実のため次のとおり寄附がありました。

１．寄　附　者　　福田　夕美

２．寄 附 物 品　　書籍　　200冊（176,000円）

（内訳）小中学校等　　120冊（105,600円）

放課後児童クラブ　　80冊（ 70,400円）

３．寄附年月日　　小中学校等　　令和８年８月28日

放課後児童クラブ　　令和８年９月28日

令和８年 10 月 19 日
教育委員会会議　資料
図書館

中学生ビブリオバトル石川県大会 in 小松 2026 の開催について

１．概　要　　ビブリオバトル（書評合戦：おすすめ本の紹介バトル）
① 発表者がおすすめの本の面白さなどを５分間で紹介する。
② 他の発表者、観戦者と３分間の質疑応答を行う。
③ 全員発表後、発表者･観戦者による投票でチャンプ本（最も読みたくなった本）を決定する。

２．趣　旨　　読書活動を通して様々な分野への知的好奇心を高めるとともに、多様な価値観に触れながら思考力、表現力、聴く力等を身に付ける機会とする。

３．日　時　　令和８年 11 月８日（日）　13 時 00 分～

４．会　場　　サイエンスヒルズこまつ　３Ｄスタジオ

５．主催等　　主催　小松市立図書館
共催　活字文化推進会議
後援　石川県教育委員会、読売新聞社

６．対　象　　発表者　県内中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部に在籍する生徒　定員 13 人
観戦者　80 人程度

７．表　彰　　優勝者１人・準優勝者１人を入賞者としてそれぞれ表彰する。

８．その他　　優勝者は令和９年３月頃開催予定の全国大会の出場権を得る。発表者・引率者（１人）の旅費、宿泊費は自己負担なし。